

【記入上の注意】

1. 次のような場合、変更届を提出してください。
 - ① 受給者及び支給要件児童の氏名を変更したとき
 - ② 受給者が大阪市内で住所を変更したとき
(※受給者が大阪市外へ転出した場合は「受給事由消滅届」を提出してください)
 - ③ 支給要件児童が住所を変更したとき
 - ④ 現在受給している児童手当等の振り込み先を変更するとき
2. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
3. 「変更年月日」の欄は、変更の事由の発生した年月日を記入してください。
4. 「口座変更」の欄は、変更希望先の受給者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。
(受給者名義以外(配偶者・児童等)には振り込めません。) ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」(5桁—8桁)をご記入ください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課(保健福祉)で読み替えを行います。
5. 支給対象児童が住所を変更し、以下に該当する場合は「別居監護申立書」を提出してください。
 - ① 大阪市内から大阪市外の市町村に住所を変更したとき
 - ② 大阪市外の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
 - ③ 大阪市外の市町村の区域内で住所を変更したとき